

【歯科診療情報の標準化の目的】

東日本大震災の身元確認において、身元不明遺体の歯科所見と生前歯科診療情報の照合による身元確認の有効性が示された。

他方で、

- ①津波による歯科医療機関の流出により歯科診療情報の収集に困難をきたした
- ②得られた歯科診療情報の統一化が図られておらず、活用のために人海戦術によるデータの再入力等の必要が生じ、デジタルデータの利点を享受できなかった

これらの経緯から歯科診療情報の標準化について検討することとした。

【歯科診療情報の標準化によりできること】

- ・歯科所見を用いた身元確認時の迅速なスクリーニングに資するデータの集積
- ・データバックアップ体制の構築（大規模災害等有事を想定）等

◎平成25年度 標準化モデル事業（結果概要）

【電子カルテ等の既存データの有効性の検証】

- 歯科診療所が持つ電子カルテ等の歯科情報は身元確認に有効か？
 - ・本来登録されているべき歯（28本以上）の情報がある者は約8%

【歯科診療情報の電子化に対する支援とその検証】

- 患者の口腔内からマークシートで収集した歯科診療情報は身元確認に有効か？
 - ・マークシートは電子カルテ等よりも情報量が多い。
 - ただし、情報収集には手間と時間を要する



◎平成26年度 標準化モデル事業

【歯科診療情報の標準化（案）の策定】

- 平成25年度に実施した事業の結果を踏まえ、データの保存様式（フォーマット）やその内容（マスター）の在り方について検討することとする。